平成29年度第2回

指定一般相談支援事業者 集団指導資料

香川県・高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・ 三豊市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・ 多度津町・まんのう町 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

(地域移行支援、地域定着支援)

(1)地域移行支援

①地域移行実績や専門職の配置等の評価

• ≪地域移行支援サービス費の見直し≫

【現行】

地域移行支援サービス費 2,323単位/月

【見直し後】

- イ 地域移行支援サービス費(I) 3,044単位/月
- ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ) 2,336単位/月

※地域移行支援サービス費(I)を算定する事業所の要件:

- (1)前年度に地域移行の実績を有すること。
- (2)次の要件のうちいずれかを満たすこと。
 - ①従業者のうち1人以上は、社会福祉士または精神保健福祉士であること。
 - ②従事者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係 研修の修了者であること。
- (3)1以上の障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

②障害福祉サービスの体験利用加算及び 体験宿泊加算の見直し

・ ≪障害福祉サービスの体験利用加算の見直し≫

【現行】

体験利用加算 300単位/日

【見直し後】

- イ 体験利用加算(I) 500単位/日(初日から5日目まで)
- 口 体験利用加算(Ⅱ) 250単位/日(6日目から15日目まで)
- ≪障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し≫地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての役割を担う場合+50単位

(2)地域定着支援

〇深夜における電話による支援の評価

• ≪緊急時支援費の見直し≫

【現行】

緊急時支援費 705単位/日

【見直し後】

- (1)緊急時支援費 709単位/日
- (2)緊急時支援費 94単位/日

深夜(午後10時から午前6時までの時間)における電話による相談 援助を評価する。

地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の報酬の見直し等

地域移行支援における地域移行実績等の評価

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域 移行実績や専門職の配置、施設や精神科病院等との緊密な連携を評価し た新たな基本報酬を設定。

地域移行支援サービス費(I) 3.044単位/月

地域移行支援サービス費 (Ⅱ) 2,336単位/月

地域移行支援サービス費(I)を算定する事業所の要件

- (1) 当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有する
- (2)次の要件のうちいずれかを満たすこと。
 ① 従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
 ② 従事者である相談を援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修(注)の修了者であること。
 [注] 都道府県地域生活支援事業(精神障害関係従事者養成研修事業)の一つ

- (3)1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と 緊密な連携が確保されていること。 「緊密な連携が確保されていること。 「緊密な連携」の具体例 (月1回以上が目安) ・地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加 ・地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介 ・地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサボーター等)による意欲

 - 喚起のための活動

地域移行支援における障害福祉サービスの体験利用加算 及び体験宿泊加算の見直し

障害福祉サービスの体験を行う初期の業務量を評価するため、 障害福祉サービスの体験利用加算を拡充。

体験利用加算(I) 500単位/日(初日から5日目まで) 体験利用加算(Ⅱ) 250単位/日(6日目から15日目まで)

地域移行支援事業所が、地域生活支援拠点等としての機能を 3う場合について、障害福祉サービスの体験利用加算及び体験 宿泊加算を拡充。

地域生活支援拠点等としての機能を担う場合 +50単位

地域定着支援における深夜の電話による支援の評価

深夜(午後10時から午前6時までの時間)における電話に よる相談援助を評価した新たな緊急時支援費を設定。

緊急時支援費(Ⅰ) 緊急時支援費(Ⅱ) 709単位/日 94単位/日

地域移行支援における対象者を明確にするための通知改正

入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするため、「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号 障害保健福祉部長通知)」の一部を削除。

申請者が地域相談支援基準第1条第2号から第4号までに規定する施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であることを確認する

101

関連

(参考)

(改正後(抄))

障発 0 1 2 3 第 2 号 平成 2 6 年 1 月 2 3 日 一部改正 障発 0 2 1 7 第 5 号 平成 2 7 年 2 月 1 7 日 障発 0 4 0 8 第 7 号 平成 2 8 年 4 月 8 日 障発 0 8 0 9 第 2 号 平成 2 9 年 8 月 9 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添1「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」及び別添2「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。

また、本通知による自立支援医療機関に対する指導等の実施に関しては、医療保険各法に基づき地方厚生局及び都道府県が行う医療監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。

なお、平成19年4月26日障発第0426001号「指定障害福祉サービス事業者等 の指導監査について」は廃止する。

おって、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

指定障害福祉サービス事業者等指導指針

1 目的

この指導指針は、市町村等(特別区を含み、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下同じ。)が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による自立支援給付対象サービス等(補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。)を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者(以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。)に対して行う自立支援給付に関する文書の提出等及び都道府県知事が、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、法第11条第2項の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

2 指導方針

指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しく は当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者(以下「指定障害福祉サービス事 業者等」という。)、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の 従業者であった者(以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。)、指定一般相談 支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者(以下「指定一 般相談支援事業者等」という。)、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相 談支援事業所の従業者であった者(以下「指定特定相談支援事業者等」という。)、並 びに指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医 師、薬剤師、その他の従業者(以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。)(以 下「障害福祉サービス事業者等」という。)に対し、「障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)、「障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備 及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)、「障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及 び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号)、「障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運 営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号)(以下「指定基準」という。)、 「指定自立支援医療機関(育成医療·更生医療)療養担当規程」(平成18年厚生労働 省告示第65号)、「指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程」(平成1 8年厚生労働省告示第66号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費

用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第124号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第125号)並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成18年9月厚生労働省告示第539号)等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1)集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

なお、都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

(2) 実地指導

実地指導は、都道府県又は市町村が、下記により、障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して必要があると認める場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を 行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1)集団指導

- ① 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

(2) 実地指導

① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等のうち指定障害者支援施設等設置者 等については、概ね2年に1度実施する。

- ② 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等のうち指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等については、概ね3年に1度実施する。
- ③ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

5 指導方法等

(1)集団指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の 請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に ついて講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ア 実地指導の根拠規定及び目的
- イ 実地指導の日時及び場所
- ウ 指導担当者
- 工 出席者
- オ 準備すべき書類等
- ② 指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

なお、別紙「主眼事項及び着眼点」のうち非常災害対策の非常災害には火災だけでなく水害・土砂災害等の自然災害についても含むものとする。

③ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書

によって指導内容の通知を行うものとする。

④ 改善報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

7 その他

- (1) 都道府県が指導を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に 所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、 指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限 り利用者保護の観点から開示を行う。
- (2) 都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

平成28年度、H29年度 一般相談支援事業者指摘事項

基準省令	第5条第1項	内容及び手続の説明及び同意	・地域移行、地域定着支援の契約書について、変更があれば、随時訂正すること。
			・地域移行支援を提供したことについての利用者の確認を得ること。
	第15条	サービス提供の記録	・地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を記録して利用者に確認してもらうためのサービス提供記録表を作成すること。
	第20条第1項	地域移行支援計画の作成等	・地域移行支援計画の様式や地域定着支援台帳を整備し、利用希望があった場合にすぐに対応できるような体制を整備しておくこと。 ・地域移行支援計画の作成に係る会議を開催する際は、地域移行支援計画作成会議として位置付けること。
	第22条、23条	障害福祉サービスの体験的な 利用支援、体験的な宿泊支援	障害福祉サービスの体験的な利用支援や体験的な宿泊支援の委託契約書を作成すること。
	第27条	運営規程	・運営規程に定められている虐待防止のための措置について、対応の手続きをフローチャート等により 具体的に定めること。 ・運営規程の相談支援専門員の人数を実態に合わせて作成すること。(変更届を忘れず行うこと。)
	第28条	勤務体制の確保等	・職員の勤務表については、 <u>職務時間、常勤非常勤の別、職名</u> を明記したものを作成すること。
	第31条第1項	掲示等	・従業者の資格や勤務の体制など利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。
	第32条第2項	秘密保持等	・業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を従業者でなくなった後においても保持する旨を取り決めるため、従業者の雇用の際に、守秘義務に関する誓約書を取ること。 ・個人情報利用同意書の内容について、一般相談支援事業所用に訂正すること。
	第33条	情報の提供等	地域移行支援、地域定着支援の普及啓発に努めること。(ホームページ等)
	第35条	苦情受付	苦情受付体制について、対応手続きをフローチャート等により具体的に定めること。
	第36条	事故発生時の対応	・事故発生時の対応について、対応の手続きを具体的に定めること。
	第42条	地域定着支援台帳の作成等	・地域定着支援台帳を整備し、利用希望があった場合にすぐに対応できるような体制を整備しておくこと。

主眼事項	着眼点	根拠法令
第1 基本方針		法第 51 条の 23
	(1)指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。	平 24 厚令 27 第 2 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援の事業は、利用者の意 思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立 場に立って行われているか。	平 24 厚令 27 第 2 条第 2 項
	(3) 指定地域移行支援事業者は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図られているか。	平 24 厚令 27 第 2 条第 3 項
第2 人員に関する基準		法第 51 条の 23 第 1 項
1 従業者 (1) 指定地域移 行支援従事者	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域移行支援従事者)を置いているか。(ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)	平 24 厚令 27 第 3 条第 1 項
(2)相談支援専 門員	指定地域移行支援従事者のうち1人以上は、 平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域 相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣 が定める者」に定める相談支援専門員でなけれ ばならない。	平 24 厚令 27 第 3 条第 2 項 平 24 厚告 226
2 管理者	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)	平 24 厚令 27 第 4 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	(経過措置) 指定基準の施行の日(平成24年4月1日) 前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた 事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の 配置が困難であると都道府県知事(指定都市又 は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市 長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門 員を配置しないことができる。	平 24 厚令 27 附則第 2 条
第3 運営に関す る基準 1 内容及び手続 の説明及び同意	(1)指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、23 に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	法第 51 条の 23 第 2 項 平 24 厚令 27 第 5 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法 第77条の規定に基づき書面の交付を行う 場合は、利用者の障害の特性に応じた適切 な配慮をしているか。	平 24 厚令 27 第 5 条第 2 項
2 契約内容の報 告等	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 24 厚令 27 第 6 条
3 提供拒否の禁 止	指定地域移行支援事業者は、正当な理由がな く、指定地域移行支援の提供を拒んでいないか。	平 24 厚令 27 第 7 条
4 連絡調整に対 する協力	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用について市町村又は指定特定相談支援 事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか	平 24 厚令 27 第 8 条
5 サービス提供 困難時の対応	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 24 厚令 27 第 9 条
6 受給資格の確 認	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめているか。	平 24 厚令 27 第 10 条

主眼事項	着眼点	根拠法令
7 地域相談支援 給付決定の申請 に係る援助	(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 27 第 11 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を 考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間 の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請 について、必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 27 第 11 条第 2 項
8 心身の状況等 の把握	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 24 厚令 27 第 12 条
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移 行支援の提供に当たっては、地域及び家庭 との結び付きを重視した運営を行い、市町 村、指定障害福祉サービス事業者等その他 の保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 27 第 13 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移 行支援の提供の終了に際しては、利用者又 はその家族に対して適切な援助を行うとと もに、市町村、指定障害福祉サービス事業 者等その他の保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者との密接な連携に努め ているか。	平 24 厚令 27 第 13 条第 2 項
10 身分を証する 書類の携行	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回 訪問時及び利用者又はその家族から求められた ときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 24 厚令 27 第 14 条
11 サービスの提 供の記録	(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移 行支援を提供した際は、当該指定地域移行 支援の提供日、内容その他必要な事項を、 当該指定地域移行支援の提供の都度記録し ているか。	平 24 厚令 27 第 15 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、(1) の規 定による記録に際しては、地域相談支援給 付決定障害者から指定地域移行支援を提供 したことについて確認を受けているか。	平 24 厚令 27 第 15 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
12 指定地域移行 支援事業支援組 域相談支援と 域相談官害者にでも の る金銭の 範囲等	(1)指定地域移行支援事業者が、指定地域移 行支援を提供する地域相談支援給付決定障 害者に対して金銭の支払を求めることがで きるのは、当該金銭の使途が直接利用者の 便益を向上させるものであって、当該地域 相談支援給付決定障害者に支払を求めるこ とが適当であるものに限られているか。	平 24 厚令 27 第 16 条第 1 項
	(2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない)。	平 24 厚令 27 第 16 条第 2 項
13 地域相談支援 給付費の額等の 受領	(1)指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域移行支援につき障害者総合支援法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。	平 24 厚令 27 第 17 条第 1 項
	(2)指定地域移行支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。	平 24 厚令 27 第 17 条第 2 項
	(3) 指定地域移行支援事業者は、(1)及び(2) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費 用に係る領収証を当該費用の額を支払った 地域相談支援給付決定障害者に対し交付し ているか。	平 24 厚令 27 第 17 条第 3 項
	(4) 指定地域移行支援事業者は、(2)の交通 費については、あらかじめ、地域相談支援 給付決定障害者に対し、その額について説 明を行い、地域相談支援給付決定障害者の 同意を得ているか。	平 24 厚令 27 第 17 条第 4 項
14 地域相談支援 給付費の額に係 る通知等	(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。	平 24 厚令 27 第 18 条第 1 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	(2) 指定地域移行支援事業者は、13 の(1)の 法定代理受領を行わない指定地域移行支援 に係る費用の額の支払を受けた場合は、そ の提供した指定地域移行支援の内容、費用 の額その他必要と認められる事項を記載し たサービス提供証明書を地域相談支援給付 決定障害者に対して交付しているか。	平 24 厚令 27 第 18 条第 2 項
15 指定地域移行 支援の具体的取 扱方針	指定地域移行支援の方針は、第1に規定する 基本方針に基づき、次に掲げるところによるも のとしているか。	平 24 厚令 27 第 19 条
	(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指 定地域移行支援従事者に、基本相談支援に 関する業務及び地域移行支援計画の作成そ の他指定地域移行支援に関する業務を担当 させるものとする。	平 24 厚令 27 第 19 条第 1 号
	(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。	平 24 厚令 27 第 19 条第 2 号
	(3) 指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画ー的なものとならないよう配慮しなければならない。	平 24 厚令 27 第 19 条第 3 号
	(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、 利用者の立場に立って懇切丁寧に行うこと を旨とし、利用者又はその家族に対し、サ ービスの提供方法等について理解しやすい ように説明を行うとともに、必要に応じ、 同じ障害を有する者による支援等適切な手 法を通じて行うものとする。	平 24 厚令 27 第 19 条第 4 号
16 地域移行支援 計画の作成等	(1) 指定地域移行支援従事者は、利用者の意 向、適性、障害の特性その他の事情を踏ま えた指定地域移行支援に係る計画(地域移 行支援計画)を作成しているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 1 項
	(2)指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 2 項
	(3) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 3 項

地域移行支援

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(4)指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総さちを設めの実施の生活全般の質を向上でのよび、生活全般の質を提供するとの達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。当時の場合において、当該指定地域移行支援以外の連携を療サービス又は福祉サービスとの遺行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 4 項
	(5) 指定地域移行支援従事者は、計画作成会 議を開催し、地域移行支援計画の原案の内 容について意見を求めているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 5 項
	(6) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 6 項
	(7) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 7 項
	(8) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 8 項
	(9)地域移行支援計画に変更があった場合、(2)~(7)に準じて取り扱っているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 9 項
17 地域における 生活に移行する ための活動に関 する支援	(1)指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。18 において同じ。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。	平 24 厚令 27 第 21 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に一回以上、利用者との対面により行っているか。	平 24 厚令 27 第 21 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
18 障害福祉サー ビスの体験的な 利用支援	指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。	平 24 厚令 27 第 22 条
19 体験的な宿泊 支援	(1)指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。 ① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。 ② 衛生的に管理されている場所であること。	平 24 厚令 27 第 23 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿 泊支援について、指定障害福祉サービス事 業者等への委託により行うことができる が、委託により行っているか。	平 24 厚令 27 第 23 条第 2 項
20 関係機関との 連絡調整等	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関(24の(2)において「関係機関」という。)との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。	平 24 厚令 27 第 24 条
21 地域相談支援 給付決定障害者 に関する市町村 への通知	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 27 第 25 条
22 管理者の責務	(1)指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	平 24 厚令 27 第 26 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指 定地域移行支援従事者に指定基準の第2章 の規定を遵守させるため必要な指揮命令を 行っているか。	平 24 厚令 27 第 26 条第 2 項
23 運営規程	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する運営規程を定めているか。	平 24 厚令 27 第 27 条
	① 事業の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 営業日及び営業時間④ 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	
24 勤務体制の確 保等	(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。	平 24 厚令 27 第 28 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援等業所の指定地域移行支援でいるか。 (ただし、18 及び 19 の(2) の規定によりの規定によりの規定に入りの規定に入りの規定に入りの規定に入りの規定に入りの規定に入りでは、当時では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	平 24 厚令 27 第 28 条第 2 項
	(3) 指定地域移行支援事業者は、(2) ただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	平 24 厚令 27 第 28 条第 3 項
	(4) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移 行支援従事者の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しているか。	平 24 厚令 27 第 28 条第 4 項
25 設備及び備品 等	指定地域移行支援事業者は、事業を行うため に必要な広さの区画を有するとともに、指定地 域移行支援の提供に必要な設備及び備品等を備 えているか。	平 24 厚令 27 第 29 条
26 衛生管理等	(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者の清 潔の保持及び健康状態について、必要な管 理を行っているか。	平 24 厚令 27 第 30 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移 行支援事業所の設備及び備品等について、 衛生的な管理に努めているか。	平 24 厚令 27 第 30 条第 2 項

主眼事項	着眼点	根拠法令
27 掲示等	(1)指定地域移行支援事業者は、指定地域移 行支援事業所の見やすい場所に、運営規程 の概要、基本相談支援及び地域移行支援の 実施状況、指定地域移行支援従事者の有す る資格、経験年数及び勤務の体制その他の 利用申込者のサービスの選択に資すると認 められる重要事項を掲示しているか。	平 24 厚令 27 第 31 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)に規定 する重要事項の公表に努めているか。	平 24 厚令 27 第 31 条第 2 項
28 秘密保持等	(1) 指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平 24 厚令 27 第 32 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密を漏らすことがないよう、必要な措置 を講じているか。	平 24 厚令 27 第 32 条第 2 項
	(3) 指定地域移行支援事業者は、計画作成会 議等において、利用者又はその家族の個人 情報を用いる場合は、あらかじめ文書によ り当該利用者又はその家族の同意を得てい るか。	平 24 厚令 27 第 32 条第 3 項
29 情報の提供等	(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移 行支援を利用しようとする者が、これを適 切かつ円滑に利用することができるよう に、当該指定地域移行支援事業者が実施す る事業の内容に関する情報の提供を行うよ う努めているか。	平 24 厚令 27 第 33 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平 24 厚令 27 第 33 条第 2 項
30 利益供与等の 禁止	(1) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平 24 厚令 27 第 34 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平 24 厚令 27 第 34 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
31 苦情解決	(1)指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 2 項
	(3)指定地域移行支援事業者は、その提供と た指定地域移行支援に関し、障害者総付支援に関し、障害者に関し、障害者に 援法第 10 条第 1 項の規定により市町提出 行う報告若しくは支害その他の物件のら 者しくは提示の命令 では提手業類をの他の物件のの設備 若しくは帳簿書類その他の家族からの設信 で、及び利用者又はその家族かするとと 関して市町村がら指導又は助言を受けな改善 は、当該指導又は を行って必要な を行っているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 3 項
	(4) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第 11 条第 2 項の規定により都道行支援知事が行う報告若しくは指定地域移行の砂提出若しくは提示の命令又は当該職員かの時に関してが利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するととした場合は、当該指導又は助言を受けた場合は、当該指導又はで必要な改善を行っているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 4 項
	(5)指定地域移行支援事業者は、その提供合支 だ指定地域移行支援事業者は、障害者総都行支援に関し、障害者より を指定地域移行支援に関し、障害者より 接法第51条の27第1項の規定により 展場事又は市町村長が行う報告とは 帳簿書類その他がの提出若しくは長期 で地域移行支援事業所の設備若しくは で地域をの他家族の設備若しくびが道さ 書類その他家族中の設下で関して を対しての家族が長いで関して協力 とともに、都道ののおいます。 とともに、都道を受けた場合は、 は助言に従って必要な改善を行っている か。	平 24 厚令 27 第 35 条第 5 項
	(6) 指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 6 項

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
	(7) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法 第 83 条に規定する運営適正化委員会が同 法第 85 条の規定により行う調査又はあっ せんにできる限り協力しているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 7 項
32 事故発生時の 対応	(1)指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 27 第 36 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の事故 の状況及び事故に際して採った処置につい て、記録しているか。	平 24 厚令 27 第 36 条第 2 項
	(3) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対 する指定地域移行支援の提供により賠償す べき事故が発生した場合は、損害賠償を速 やかに行っているか。	平 24 厚令 27 第 36 条第 3 項
33 会計の区分	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定 地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会 計と区分しているか。	平 24 厚令 27 第 37 条
34 記録の整備	(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平 24 厚令 27 第 38 条第 1 項
	(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域移行支援を提供した日から 5 年間保存しているか。	平 24 厚令 27 第 38 条第 2 項
	① 提供した指定地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録② 地域移行支援計画③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録④ 苦情の内容等の記録⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
第4 変更の届出 等	(1)指定一般相談支援事業者は、当該指定に 係る一般相談支援事業所の名称及び所在地 その他障害者総合支援法施行規則第 34 条 の 58 で定める事項に変更があったとき、 又は休止した当該指定地域相談支援の事業 を再開したときは、10 日以内に、その旨 を都道府県知事に届け出ているか。	法第 51 条の 25 第 1 項 施行規則第 34 条の 58

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第 51 条の 25 第 2 項 施行規則第 34 条の 58
第5 地域移行支 援サービス費 の算定及び取 扱い		法第 51 条の 14 第 3 項
1 基本事項	(1)指定地域相談支援に要する費用の額は、 平成 24 年厚生労働省告示第 124 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。	平 24 厚告 124 の一 平 18 厚告 539
	(ただし、その額が現に当該指定地域相談 支援に要した費用の額を超えるときは、 当該現に指定地域相談支援に要した費用 の額となっているか。)	法第 51 条の 14 第 3 項
	(2)(1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 24 厚告 124
2 地域移行支援 サービス費	(1) 地域移行支援サービス費は、指定地域移 行支援事業者が、地域相談支援給付決定障 害者に対して指定地域移行支援を行った場 合に、1 月につき所定単位数を算定してい るか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の 注 1
	(2)指定地域移行支援事業者が、指定基準第20 条に定める基準を満たさないで、又は利用 者との対面による支援を1月に2日以上行 わないで指定地域移行支援を行った場合に は、所定単位数を算定していないか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の 注 2
	(3) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域の精神科病院又は障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合 ((2)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の 注 3

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2の2 初回加算	指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の 2 の注
3 集中支援加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合(2の(2)に定める場合を除く。)に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、4の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 2 の 注
4 退院・退所月 加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給 付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、 救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所 等をする日が属する月(翌月に退院、退所等す ることが確実に見込まれる場合であって、退院、 退所等をする日が翌月の初日等であるときにあ っては、退院、退所等をする日が属する月の前 月)に、指定地域移行支援を行った場合(2の(2) に定める場合を除く。)に、1月につき所定単 位数を加算しているか。 ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、 退院、退所後等をした後に他の社会福祉施設等 に入所する場合にあっては、加算しない。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 3 の 注
5 障害福祉サー ビスの体験利用 加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合(2 の(2)に定める場合を除く。)に、15 日を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 4 の 注
6 体験宿泊加算	(1)体験宿泊加算(I)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援(体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。)を提供した場合(2の(2)及び(2)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(I)及び体験宿泊加算(II)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の 注 1
	(2)体験宿泊加算(II)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合(2の(2)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(I)及び体験宿泊加算(II)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 5 の 注 2

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第1 基本方針		法第 51 条の 23
	(1)指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、協会に支援が必要な支援が、保健、医療、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との置いる場所で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。	平 24 厚令 27 第 39 条第 1 項
	(2) 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。	平 24 厚令 27 第 39 条第 2 項
	(3) 指定地域定着支援事業者は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図られているか。	平 24 厚令 27 第 39 条第 3 項
第2 人員に関する基準		法第 51 条の 23 第 1 項
1 従業者 (1) 指定地域定 着支援従事者	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域定着支援従事者)を置いているか。(ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)	平 24 厚令 27 第 40 条 準用 (第 3 条 第 1 項)
(2)相談支援専 門員	指定地域定着支援従事者のうち1人以上は、 平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域 相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣 が定める者」に定める相談支援専門員でなけれ ばならない。	平 24 厚令 27 第 40 条 準用 (第 3 条 第 2 項) 平 24 厚告 226
2 管理者	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)	平 24 厚令 27 第 40 条 準用 (第 4 条)

主眼事項		根拠法令
	(経過措置) 指定基準の施行の日(平成24年4月1日) 前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた 事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の 配置が困難であると都道府県知事(指定都市又 は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市 長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門 員を配置しないことができる。	平 24 厚令 27 附則第 2 条
第3 運営に関す る基準 1 内容及び手続 の説明及び同意	(1)指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、21に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	法第51条の23 第2項 平24厚令27 第45条 準用(第5条 第1項)
	(2) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法 第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う 場合は、利用者の障害の特性に応じた適切 な配慮をしているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 5 条 第 2 項)
2 契約内容の報 告等	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 6 条)
3 提供拒否の禁 止	指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域定着支援の提供を拒んでいないか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 7 条)
4 連絡調整に対 する協力	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 8 条)
5 サービス提供 困難時の対応	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 9 条)
6 受給資格の確 認	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 10 条)

主眼事項		根拠法令
土耿争快	有 収 点	110 120 亿 万
7 地域相談支援 給付決定の申請 に係る援助	(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 11 条 第 1 項)
	(2) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 11 条 第 2 項)
8 心身の状況等の把握	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 12 条)
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域移 行支援の提供に当たっては、地域及び家庭 との結び付きを重視した運営を行い、市町 村、指定障害福祉サービス事業者等その他 の保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 13 条 第 1 項)
	(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定 着支援の提供の終了に際しては、利用者又 はその家族に対して適切な援助を行うとと もに、市町村、指定障害福祉サービス事業 者等その他の保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者との密接な連携に努め ているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 13 条 第 2 項)
10 身分を証する 書類の携行	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回 訪問時及び利用者又はその家族から求められた ときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 14 条)
11 サービスの提供の記録	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定 着支援を提供した際は、当該指定地域定着 支援の提供日、内容その他必要な事項を、 当該指定地域定着支援の提供の都度記録し ているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 15 条 第 1 項)
	(2) 指定地域定着支援事業者は、(1) の規 定による記録に際しては、地域相談支援給 付決定障害者から指定地域定着支援を提供 したことについて確認を受けているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 15 条 第 2 項)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
12 指定地域定着 支援事業者が地域程談等者に 域相談害者に 決定に めることの 支 る金銭の 範囲等	(1) 指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 16 条 第 1 項)
	(2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13 の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない)。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 16 条 第 2 項)
13 地域相談支援 給付費の額等の 受領	(1)指定地域定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域定着支援につき障害者総合支援法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 17 条 第 1 項)
	(2)指定地域定着支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 17 条 第 2 項)
	(3) 指定地域定着支援事業者は、(1)及び(2) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費 用に係る領収証を当該費用の額を支払った 地域相談支援給付決定障害者に対し交付し ているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 17 条 第 3 項)
	(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の交通 費については、あらかじめ、地域相談支援 給付決定障害者に対し、その額について説 明を行い、地域相談支援給付決定障害者の 同意を得ているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 17 条 第 4 項)
14 地域相談支援 給付費の額に係 る通知等	(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領により指定地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 18 条 第 1 項)

之 明 本 塔	* np .t	+H +Hn >/+ A
主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	(2) 指定地域定着支援事業者は、13 の(1)の 法定代理受領を行わない指定地域定着支援 に係る費用の額の支払を受けた場合は、そ の提供した指定地域定着支援の内容、費用 の額その他必要と認められる事項を記載し たサービス提供証明書を地域相談支援給付 決定障害者に対して交付しているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 18 条 第 2 項)
15 指定地域定着 支援の具体的取 扱方針	指定地域定着支援の方針は、第1に規定する 基本方針に基づき、次に掲げるところによるも のとしているか。	平 24 厚令 27 第 41 条
	(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指 定地域定着支援従事者に、基本相談支援に 関する業務及び地域定着支援台帳の作成そ の他指定地域定着支援に関する業務を担当 させるものとする。	平 24 厚令 27 第 41 条第 1 号
	(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。	平 24 厚令 27 第 41 条第 2 号
	(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。	平 24 厚令 27 第 41 条第 3 号
	(4) 指定地域定着支援の提供に当たっては、 利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。	平 24 厚令 27 第 41 条第 4 号
16 地域定着支援 台帳の作成等	(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳(地域定着支援台帳)を作成しているか。	平 24 厚令 27 第 42 条第 1 項
	(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っているか。	平 24 厚令 27 第 42 条第 2 項
	(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 24 厚令 27 第 42 条第 3 項
	(4) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。	平 24 厚令 27 第 42 条第 4 項

主眼事項	着眼点	根拠法令
	(5) 地域定着支援台帳に変更があった場合、 (2)及び(3)に準じて取り扱っているか。	平 24 厚令 27 第 42 条第 5 項
17 常時の連絡体 制の確保等	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。	平 24 厚令 27 第 43 条第 1 項
	(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者 の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を 把握しているか。	平 24 厚令 27 第 43 条第 2 項
18 緊急の事態に おける支援等	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。	平 24 厚令 27 第 44 条第 1 項
	(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の状況 把握を踏まえ、当該利用者が置かれている 状況に応じて、当該利用者の家族、当該利 用者が利用する指定障害福祉サービス事業 者等、医療機関その他の関係機関との連絡 調整、一時的な滞在による支援その他の必 要な措置を適切に講じているか。	平 24 厚令 27 第 44 条第 2 項
	(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時 的な滞在による支援について、次に定める 要件を満たす場所において行っているか。	平 24 厚令 27 第 44 条第 3 項
	① 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。 ② 衛生的に管理されている場所であること。	
	(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時 的な滞在による支援について、指定障害福 祉サービス事業者等への委託により行うこ とができる。	平 24 厚令 27 第 44 条第 4 項
19 地域相談支援 給付決定障害者 に関する市町村 への通知	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 25 条)
20 管理者の責務	(1)指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 26 条 第 1 項)

主眼事項		根拠法令
	(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指 定地域定着支援従事者に指定基準の第3章 の規定を遵守させるため必要な指揮命令を 行っているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 26 条 第 2 項)
21 運営規程	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する運営規程を定めているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 27 条)
	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域定着支援の提供方法及び内容並 びに地域相談支援給付決定障害者から受領 する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定 めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	
22 勤務体制の確 保等	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 28 条 第 1 項)
	(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域移 行支援事業所ごとに、当該指定地域定着支 援事業所の指定地域定着支援従事者によっ て指定地域定着支援を提供しているか。 (ただし、18 の(4)の規定により指定障害 福祉サービス事業者等への委託により行 われる一時的な滞在による支援について は、この限りでない。)	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 28 条 第 2 項)
	(3) 指定地域定着支援事業者は、(2) ただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 28 条 第 3 項)
	(4) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定 着支援従事者の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 28 条 第 4 項)
23 設備及び備品 等	指定地域定着支援事業者は、事業を行うため に必要な広さの区画を有するとともに、指定地 域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備 えているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 29 条)

	主眼事項	着	根拠法令
24	衛生管理等	(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者の 潔の保持及び健康状態について、必要な 理を行っているか。	
		(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域 着支援事業所の設備及び備品等について 衛生的な管理に努めているか。	定 平 24 厚令 27
25	掲示等	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域 着支援事業所の見やすい場所に、運営規 の概要、基本相談支援及び地域定着支援 実施状況、指定地域定着支援従事者の有 る資格、経験年数及び勤務の体制その他 利用申込者のサービスの選択に資すると められる重要事項を掲示しているか。	定 平 24 厚令 27 籍 45 条 の 準用 (第 31 条 す 第 1 項)
		(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)に規 する重要事項の公表に努めているか。	定 平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 31 条 第 2 項)
26	秘密保持等	(1) 指定地域定着支援事業所の従業者及び 理者は、正当な理由がなく、その業務上 り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら ていないか。	管 平 24 厚令 27 知 第 45 条
		(2) 指定地域定着支援事業者は、従業者及 管理者であった者が、正当な理由がなく その業務上知り得た利用者又はその家族 秘密を漏らすことがないよう、必要な措 を講じているか。	、 第 45 条 の 準用 (第 32 条
		(3) 指定地域定着支援事業者は、計画作成 議等において、利用者又はその家族の個 情報を用いる場合は、あらかじめ文書に り当該利用者又はその家族の同意を得て るか。	人 第 45 条 よ 準用 (第 32 条
27	情報の提供等	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域 着支援を利用しようとする者が、これを 切かつ円滑に利用することができるよ に、当該指定地域定着支援事業者が実施 る事業の内容に関する情報の提供を行う う努めているか。	適 第 45 条 う 準用 (第 33 条 す 第 1 項)
		(2) 指定地域定着支援事業者は、当該指定域定着支援事業者について広告をする場においては、その内容を虚偽のもの又は大なものとしていないか。	合 第 45 条
28 禁	利益供与等の 止	(1)指定地域定着支援事業者は、指定特定 談支援事業者若しくは障害福祉サービス 事業を行う者等又はその従業者に対し、 用者又はその家族に対して当該指定地域 着支援事業者を紹介することの対償とし て、金品その他の財産上の利益を供与し いないか。	の 第45条 準用(第34条 定 第1項)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	(2) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相 談支援事業者若しくは障害福祉サービスの 事業を行う者等又はその従業者から、利用 者又はその家族を紹介することの対償とし て、金品その他の財産上の利益を収受して いないか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 34 条 第 2 項)
29 苦情解決	(1) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 35 条 第 1 項)
	(2) 指定地域定着支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 35 条
	(3)指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援事業者は、その提供支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは上での地域では当該職員では、の命令又は当該事業所の設にもしては、とび利用が行う調査に協力するとと場とで、及び利用がら指導又は、当該指導又は助言に従って必要なで、当該指導又は助言に従って必要なで、ので、のでは、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当該指導では、当びに、	第 2 項) 平 24 厚令 27 第 45 条 準用(第 35 条 第 3 項)
	(4)指定地域定着支援事業者は、その提供と た指定地域定着支援に関し、障害者総府県 援法第 11 条第 2 項の規定により都道育支援 知事が行う報告若しくは指定地域定衛件の の提供の記録、帳簿令又は当該職員が の提供の記録、のの 質問に応じ、及び利用者又はそのの家族 質問に応じ、して都道所県知事が行うから の方では、当該指導 でいるか。 を受けた場合は、当該指導 でいるか。	平 24 厚令 27 第 45 条 準用 (第 35 条 第 4 項)

(5) 指定地域定着支援等に見ている。 (5) 指定地域定着支援等 1 条の 27 第 1 限 回 6 表 1 表 1 表 27 第 1 条の 27 第 1 年 1 表 2	者よ若くしく及て協村該て 道が容報 会総りしはくはび都力長指い 府あを告 福合都く提は帳利道すか導る 県っ都し 祉支道は示指簿用府るら又 知た道て 法	至 24 厚令 27 第 45 条 進用(第 35 条 第 5 項) 至 24 厚令 27 第 45 条 進用(第 35 条
事、市町村又は市町村長から求めが場合には、(3)から(5)の改善の内容府県知事、市町村又は市町村長に幸いるか。 (7)指定地域定着支援事業者は、社会第 83 条に規定する運営適正化委員法第 85 条の規定により行う調査をせんにできる限り協力しているか。 (1)指定地域定着支援事業者は、利用する指定地域定着支援の提供により発生した場合は、都道府県、市町村利用者の家族等に連絡を行うととも要な措置を講じているか。 (2)指定地域定着支援事業者は、(1)	があった 容を都道 報告して 会福祉法	9 45 条 集用(第 35 条
第 83 条に規定する運営適正化委員 法第 85 条の規定により行う調査を せんにできる限り協力しているか。 30 事故発生時の 対応 (1) 指定地域定着支援事業者は、利用 する指定地域定着支援の提供により 発生した場合は、都道府県、市町村 利用者の家族等に連絡を行うととも 要な措置を講じているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、(1)		96項)
対応 する指定地域定着支援の提供により 発生した場合は、都道府県、市町本利用者の家族等に連絡を行うととも 要な措置を講じているか。 (2)指定地域定着支援事業者は、(1)	又はあっ	² 24 厚令 27 5 45 条 些用(第 35 条 5 7 項)
	り事故が 第 対 、当該 対	² 24 厚令 27 5 45 条 些用(第 36 条 5 1 項)
て、記録しているか。 (3)指定地域定着支援事業者は、利用する指定地域定着支援の提供によりべき事故が発生した場合は、損害期やかに行っているか。	置につい 開者に対 り賠償を速 当	至 24 厚令 27 第 45 条 進用(第 36 条 第 2 項) 至 24 厚令 27 第 45 条 進用(第 36 条 第 3 項)
31 会計の区分 指定地域定着支援事業者は、指定地域 援事業所ごとに経理を区分するとともに 地域定着支援の事業の会計をその他の事 計と区分しているか。	域定着支 平 に、指定 第	三 24 厚令 27 写 45 条 些用(第 37 条)
32 記録の整備 (1)指定地域定着支援事業者は、従業備、備品及び会計に関する諸記録をているか。 (2)指定地域定着支援事業者は、利用する指定地域定着支援の提供に関する指定地域定着支援の提供に関する記録を整備し、当該指定地域援を提供した日から5年間保存してか。	を整備し第二	24 厚令 27 545 条 進用(第 38 条 51 項) 24 厚令 27 545 条 進用(第 38 条 52 項)

主眼事項	着眼点	根拠法令
	① 提供した指定地域定着支援に係る必要な事項の提供の記録 ② 地域定着支援計画 ③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
第4 変更の届出等	(1)指定一般相談支援事業者は、当該指定に 係る一般相談支援事業所の名称及び所在地 その他障害者総合支援法施行規則第 34 条 の 58 で定める事項に変更があったとき、 又は休止した当該指定地域相談支援の事業 を再開したときは、10 日以内に、その旨 を都道府県知事に届け出ているか。	法第 51 条の 25 第 1 項 施行規則第 34 条の 58
	(2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第 51 条の 25 第 2 項 施行規則第 34 条の 58
第5 地域定着支 援サービス費の 算定及び取扱い 1 基本事項		法第 51 条の 14 第 3 項
	(1)指定地域相談支援に要する費用の額は、 平成 24 年厚生労働省告示第 124 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。	平 24 厚告 124 の一 平 18 厚告 539
	(ただし、その額が現に当該指定地域相談 支援に要した費用の額を超えるときは、 当該現に指定地域相談支援に要した費用 の額となっているか。)	法第 51 条の 14 第 3 項
	(2)(1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 24 厚告 124の二
2 地域定着支援サービス費	(1)体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 124 別表第 2 の注 1

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	(2)緊急時支援費については、指定地域定着 支援事業者が、地域相談支援給付決定障害 者に対して、利用者の障害の特性に起因し て生じた緊急の事態その他の緊急に支援が 必要な事態が生じた場合において、利用者 又はその家族等からの要請に基づき、速や かに利用者の居宅等への訪問又は一時的な 滞在による支援を行った場合に、1日につ き所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 124 別表第 2 の注 2
	(3) 指定地域定着支援事業者が、16 の (3) 又は17 の (2) に定める基準を満たさない で指定地域定着支援を行った場合には、所 定単位数を算定していないか。	平 24 厚告 124 別表第 2 の注 3
	(4) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合((3)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 2 の注 4 平 21 厚告 176

医療・福祉・行政関係者が共有して活用できる長期入院精神障害者の 地域移行推進ガイドライン

はじめに		2
第1章	精神障害者の地域移行をめぐる動向	3
	1 長期入院精神障害者の地域移行を推進することの意義 3 2 地域移行を推進するための国の施策 8	
第2章	地域移行の進め方と市町村 (圏域) における連携体制の構築 ――――	15
	1 地域移行の進め方 17 2 地域移行推進における関係機関・関係者の役割 29	
	■ラム 市町村 (圏域) における連携体制の構築 38	
	and the second of the second page of the second of the	

はじめに

本冊子を手にしてくださった皆さまのなかには、現在あるいはこれまでに支援した当事者の 顔や名前が思い浮かぶ方も少なくないと思います。地域生活を目指す精神障害者の支援は、既 に長い年月に渡って繰り広げられてきました。しかし、未だにその歩みは加速されなくてはな りません。

2014 (平成26) 年4月の改正精神保健福祉法の施行に伴い、同年3月には「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」が告示されました。その前文では、精神障害者が地域社会の一員として安心して生活できるようにすることを目指して、「入院医療中心の精神医療から、精神障害者の地域生活を支えるための精神医療へ」と精神障害者の保健・医療・福祉に関する施策の方向性を定めることが示されています。

精神障害者の地域移行支援の推進は、2004 (平成16) 年9月に厚生労働省精神保健福祉対策本部が示した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」(以下、「改革ビジョン」という。)以降、継続されており、公益社団法人日本精神保健福祉士協会(以下、「本協会」という。)も、精神保健福祉士の専門職団体としての活動の中心に据えて取り組んで参りました。

この実績を基盤として、本協会は2016 (平成28)年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業を受け、「地域移行推進ガイドライン」及び「地域移行を推進する人材養成研修カリキュラム」を作成しました。

周知のように改正精神保健福祉法により、医療保護入院者の退院促進に関する措置として、病院管理者が退院後生活環境相談員を選任し、退院支援に向けた環境整備等について地域援助事業者と早期に連携を図ることが明記されています。また、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」では検討課題とされた地域の受け皿づくりのあり方等に関して、長期入院精神障害者に対する支援の具体的方策、病院の構造改革の方向性が示されました。「改革ビジョン」から10年以上を経てもなお1年以上の長期在院患者は18万人にのぼり、また5年以上入院している者の約7割は、転院や死亡等による退院となっている現状があります(2014(平成26)年患者調査より/厚生労働省障害保健福祉部資料)。改正精神保健福祉法の成果は今後検証されることになりますが、精神保健医療福祉関係者はこの現実に向き合い、精神疾患や障害のある人にかかわるすべての支援者が連携し、あらゆる資源や方策を駆使して精神障害者の地域移行支援を推進する決意を新たにすることが求められているといえます。

本協会がこのたび作成したガイドラインは、そのための具体的な道筋や方法についてわかりやすく記載しています。身近な市町村(圏域)単位において、すべての関係者が、より実効性のある連携体制の構築と協働により精神障害者の地域移行支援活動を担うための一助となることを願っております。有効にご活用いただき、また新たな人材を養成するためにカリキュラムに基づく研修を継続的に各地で実施していただければ幸いです。

末筆ながら、本事業の実施にあたり有識者と本協会構成員で構成する事業検討委員会及び 事業担当者会議に参画くださった有識者の皆さまにこころより感謝申しあげます。

2017 (平成29) 年 3 月

【参考資料 1 地域移行支援計画の例 】

·	これから	先、6か月の計	± 動です。自分のペー	也域移行3		をして、必要な時	・ は見直しをしま	しょう。	*		
利用者氏名:			さん					作成年月日			
サービス等利用計画の到達目標											
(1)長期目標(内容及び期間等) (2)短期目標(内容及び期間等)			(平成 年 月頃)								
				···(平成 年 月頃)							
		 			さん自身がする	ことを矢印の下	に書き込みます				
*4.0	その為に	協力する	支援上の智堂			協力(支援	の目安	.			
さんの 期待や不安	協力する人	内容	事項等	月	月	月	月	月	月		
·							,				
İ						i					
			1			E		→			
						Ì					
					,			**			
						Ì					
								_			

同意日											
H 年	月 日	利用者名				指定一般相	 数支援事業所				
			ĘŊ		相談	相談支援専門員(地域移行推進員)			FI		

【参考資料2 クライシスプラン】

危機かな(ピンチかな)と思った時に (カライシスプラ								
利用者氏名	きん	作成年月日						
私の調子が悪くなる前は(サインは)		•						
サインかなと思ったら・・・								
私のすること								
周りの人に <u>してほしい</u> こと								
周りの人に <u>してほしくない</u> こと								
同意日 日 日	主担当: 主治医: 行政: その他:	連絡先: 連絡先: 連絡先: 連絡先:						

資料:「障害者地域相談のための実践ガイドライン」、一般社団法人支援の三角点設置研究会、2014年より (http://sankakuten.sakura.ne.jp/blog/ ダウンロードできます)

【参考資料3 地域定着支援台帳】

					地域定	精支援計画兼台(長			-			
利用者氏名					住所	000市00	D町O	〇番地		潘号			
障害福祉サービス受給者証書等					支援区分				計画作	建担当者			
地域相談支援吳統省監督号				構定一般相	換支援事業者名				利用者用	宣署名權			
計画案作成日	平兵	年 月	B	支給	有効期限	平成 4	手 月	日迄					
心身の状況													
置かれている環境	ロ単身生活 口障害・疾病・高齢等の家族と同居 ロ退院・退所直後及び地域生活不安定 口その他()												
長期で目指す姿	平成	年 月頃			····								
短期で目指す姿	X8232042325040451	年 月頃											
短期で目指す姿の ために当面取り		福祉サ-	ービス等 - (頻度・時間)	提供期間	支援 担当者	私(本人)の役		支援者	の役割		その他 の留意事	項等	評価 時期
<u> Marin Barasilanana</u>	erra, bendran									2.30			
													,
								······································					
緊急時に必要となる	6連絡先		所属			担当者	\pm		連絡先			その他	
													

地域生活支援拠点等について 【初版】



平成30年3月

厚生労働省障害保健福祉部 障害福祉課

もくじ

地域生活支援拠点等の整備とは・・・・?

○ 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、 緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づく り)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、<u>障害児者の生活を地域全体で支え</u> <u>るサービス提供体制を構築すること</u>です。

※ このパンフレットにおいて、地域生活支援拠点等は「拠点等」と言います。	•••
Q1:拠点等の整備の目的は何ですか?・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
Q2:拠点等の整備手法はどのような類型がありますか?・・・・・・・・・1	
Q3:拠点等の必要な機能は何ですか? また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Q4:拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Q5:拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Q6:市町村は整備に向けてどう取り組めばいいですか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Q7:拠点等の整備、運営にあたって、考えられる財政支援は何ですか?······6	
Q8:必要な機能の確保·発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか?······7	
Q9:拠点等の必要な機能の充実・強化のためにはどうすればいいですか?・・・・・・・8	
Q10:都道府県の役割は何ですか?・・・・・・9	
Q11:拠点等は現在どのぐらい整備されていますか? 整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか? また、好事例(優良事例)があれば教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Q12:拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか?・・・・・・・・9	
* 地域生活支援拠点等の整備について【概要】····································	

- このパンフレットは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障害発第0707第1号)の内容、「地域生活支援拠点等の整備状況の把握について」(平成29年7月13日事務連絡)の結果や平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等に係る報酬上の評価について、盛り込んでいます。
- 引き続き、積極的な整備、必要な機能の充実・強化に取り組むにあたってご活用ください。 138

Q1: 拠点等の整備の目的は何ですか?

- 拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、 重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対 応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。
 - ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
 - ⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
 - ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしや すくする支援を提供する体制を整備
 - ⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

Q2: 拠点等の整備手法はどのような類型がありますか?

- 拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示していますが、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行っていただいて構いません。(例:「多機能拠点整備型」+「面的整備型」)
- なお、その際、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要です。

Q3:拠点等の必要な機能は何ですか? また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか?

- 拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、<u>原則、次の5つの機能全てを備える</u>こととしますが、<u>地域の実情を踏まえ、必要な機能の</u>判断は最終的に市町村(特別区を含む。)が行うこととします。
- また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市町村が判断することとします。(※ 次ページに必要な機能の具体的な内容と具体例を掲載しております。)
 - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場
 - ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり
- 〇 また、Q1の目的を踏まえ、医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動 障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の 強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合 わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要です。
- なお、上記に掲げる5つの機能以外に、「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能(公共施設、空き店舗等の地域の身近な場所を提供し交流の促進を図る)」や「障害者等の生活の維持を図る機能(権利擁護、成年後見制度の利用促進、障害者虐待等への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用する)」等の地域の実情に応じた機能を創意工夫により付加することが考えられます。

必要な機能の具体的な内容と具体例



1相談

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

【具体例(千葉県柏市)】

○ 市委託による相談専門職員4名(地域定着支援と兼務し,地域移行支援にも対応)及び計画相談 を担当する相談支援専門員4名の計8名を配置。サービス利用援助に係る相談から専門的な相談、 緊急時の相談のいずれにも対応できる体制を整えている。



②緊急時の受け入れ・対応

○ 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

【具体例(神奈川県厚木市)】

○ 介護者の不在や障がい特性に起因する対応困難が想定される場合、平常時からサービス等利用計画を通して、関係者間で情報共有を図り、緊急時に受入候補となる障害者支援施設への短期入所を経験して備える。緊急時における相談から受入調整までの対応は、開所時間内はサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が行い、夜間、休日は基幹相談支援センターが行うものと役割を明確にしている。受入候補施設への調整が難航し、自宅等にいられない場合には、緊急一時保護場所として障がい福祉課を活用する。受入完了後、原則48時間(最長72時間)以内に、サービス等利用計画作成者は、再発防止や今後の方向性を検討するための会議を開催を行うものとする。



③体験の機会・場

○ 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や 一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【具体例(兵庫県西宮市)】

○ 地域での自立生活を目指す人に対して、社会福祉協議会が設置する「地域共生館ふれぼの」内 の自立生活準備室を活用し、障害福祉サービスを利用しながら一人暮らしが体験できる場を提供し ている。

必要な機能の具体的な内容と具体例



4専門的人材の確保・養成

○ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

【具体例(東京都新宿区)】

○ 拠点等となる事業所のうち1事業所に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等 を実施することにより、人材育成、サービス水準の向上・標準化を図る体制を備えている。



⑤地域の体制づくり

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【具体例(栃木県栃木市)】

〇 (自立支援)協議会を中心に地域課題の整理・取り組み方法の検討及びニーズの高い医療的ケアが必要な方に対する支援体制づくりを進めている。

Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか?

- 主に4つの点に留意する必要があります。
- ① 拠点等において支援を担う者(以下「支援者」という。)の協力体制の確保・連携
- 支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、<u>地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければなりません。</u>
- また、関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るために、拠点等の運営に当たっては、協議会等における連携を基礎とし、市町村の障害福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障害者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市町村と拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要です。

② 拠点等における課題等の活用について

○ 拠点等においては、<u>個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用</u>することが重要です。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要です。

③ 拠点等に必要な機能の実施状況の把握

- 市町村は、拠点等に<u>必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、</u> 例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、<u>拠点等の運営に必要な機能の実施状</u> <u>況を把握</u>しなければなりません。
- 具体的には、例えば次ページの(ア)から(サ)に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る短期・ 中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握してください。
- また、協議会等を通じて市町村と拠点等の関係者が協働して方針を策定していくなど工夫をすることで、当該方針に対する拠点等の理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられます。
- なお、次ページに掲げる内容は例示のため、市町村が適宜、必要と認めるものについて検討を 行ってください。

④ 各制度との連携

○ 拠点等は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障害福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要です。このため、<u>各制度とも十分に連携しながら、</u>拠点等の運営に当たる必要があります。

(P4③に係る例示)

(運営全般に関するもの)

- (ア)拠点等の組織・運営体制・担当する区域におけるニーズの把握を行っているか
- ・ 拠点等の整備方針の基本理念の検討、関係者間の共有化が図られているか
- ・ 拠点等と市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の抽出方法(アセスメント)等が検討できるように協議会等における運営方針が定められているか
- ・ 拠点等と市町村等の連携のための連絡会議を定期的に開催しているか
- ・ 必要な機能等の運営における定義付けの検討が行われているか
- ・ 支援者間の連携が効果的に行われているか
- ・関係機関等との連携の向上、調整、合意形成に努めているか
- 各種課題に対する連携意識の醸成に努めているか
- 拠点等を地域になじみやすい名称で周知しているか
- 地域づくりやまちづくりを目指した障害福祉を推進しているか
- 自然災害発生時における対応方針や過疎地域等の移動支援に対する支援等、地域性を踏まえているか
- (イ)地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 重度、高齢化、独居世帯等の障害者等の生活状況の確認を行っているか
- ・ 社会的活動(ボランティア等)を希望する障害者等の把握に努めているか
- (ウ)障害福祉サービス等事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク(地域社会との連携及び専門職との連携)構築の方針
- ・ 障害者等や地域住民を含め地域の関係者を集めて、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等を開催しているか
- ・ 障害福祉・介護・医療等の多職種が集まる研修会への参加を促進しているか
- (エ)個人情報の保護
- ・ 支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか
- (オ)利用者満足の向上
- 相談や苦情に適切に対応できる体制となっているか
- ・ 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか
- (カ)公正、公平性・中立性の確保
- ・ 公正、公平性・中立性の観点から、適切に障害者等の受け入れを行っているか
- ・ 公正、公平性・中立性に配慮して、障害福祉サービス事業所等の紹介を行っているか
- ・ 障害福祉サービス等事業所、相談支援事業所を紹介した経緯を記録しているか
- ・ 協議会等への報告、説明等に協力しているか

(個別機能に関するもの)

(キ)相談

- ・ 障害者等やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか
- ・ 個別相談を受ける体制の確保(相談窓口の設置等)しているか
- ・ 相談内容ごとに対応状況の進捗管理ができているか
- ・ 運営に当たっては、緊急時の対応等も想定し、支援者に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しているか(必ずしも24時間体制を 採る必要はない)
- ・ 緊急相談への発展が危惧されるような事案を事前に把握し、問題が顕在化する前に対応できる取組みを行っているか
- ・ 相談を受けた後の対応(紹介)の仕組みを構築しているか
- 切れ目のない包括的な障害福祉・介護・医療の連携体制を構築しているか
- (ク)緊急時の受け入れ・対応
- ・ 「緊急時」の定義付けを行い、緊急時の対応(定義外の対応を含む。)について、具体的な方法を定めているか
- ・ 本人の家族状況、障害特性、服薬情報、経済状況等を事前に登録する仕組みの活用を検討しているか(その際、受け入れ制限をしていないか)
- ・ 緊急時の受け入れ後、サービス利用計画等の見直しを行っているか
- ・ 各事業所(関係機関等を含む。)間の当番制による緊急時の受け入れ・対応を図っているか
- ・ 重度障害者も含めた緊急時における常時の受入体制が確保できているか
- ・ 短期入所のうち、緊急時の受け入れ枠を確保しているか
- ・ 短期入所の事業所数が少ない場合、共生型サービスの活用も含めた検討を行っているか

(ケ)体験の機会・場

- ・ 空き家・公民館等を最大限活用しているか
- 障害特性に配慮した体験の場を確保しているか
- 緊急時を想定した体験利用を行っているか
- ・ 地域住民との交流の場、社会参加の機会を確保しているか
- ・障害者等やその家族の意向に沿った体験の機会・場を確保できるように、関係機関等で連携しているか
- ・ 各事業所(関係機関等を含む。)間の当番制による機会・場を確保しているか
- (コ)専門的人材の確保・養成
- ・障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保しているか
- ・ 協議会等で専門的な人材の確保・養成に係る方針や計画を十分に検討しているか
- (サ)地域の体制づくり
- ・ 地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用を視野に入れた必要な体制を構築しているか
- ・ 各拠点等の必要な機能を活かし、地域全体で地域生活支援を可能とする体制を構築しているか



Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか?

- 拠点等の整備に係る区域(担当区域)については、<u>市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定</u>してください。なお、市町村内で複数の担当区域を設定する場合においては、当該市町村内の全ての圏域が包摂されるよう留意してください。同様に、指定都市内に地方自治法第252条の20第1項の規定に基づく区が存在する場合においても、全ての区域(担当区域)が包摂されるような担当区域を設定し、拠点等を整備してください。
- 人口規模の小さい自治体における拠点等の整備については、複数の自治体からなる圏域を単位 として整備することが考えられます。<u>圏域の設定などの最終的な決定は、市町村が行うものですが、</u> 都道府県には、市町村間の連絡調整等の後方支援を行う役割が求められます。

Q6:市町村は整備に向けてどう取り組めばいいですか?

- 〇 拠点等は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)において、平成29年度末までに各市町村又は障害保健福祉圏域(以下「市町村等」という。)に少なくとも一つ整備することとしておりますが、必ずしも整備に向けた取組が進んでいない状況です。このため、第五期障害福祉計画においても引き続き同様の整備目標を掲げておりますが、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村等においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考としながら、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要があります。
- なお、拠点等の整備がなされたか否かについては、市町村におけるQ3に定める「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」に必要な機能等を踏まえ、その実効性が担保されたかどうか等により総合的に判断してください。その際、拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要です。
- 例えば、協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することも考えられます。そのため、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等の整備においては、市町村が、例えば、協議会等の必要な場を主体的に設ける必要があります。

Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考えられる財政支援は何ですか?

- ○「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」(平成27年4月30日障障発0430第1号)において示しているとおり、拠点等の「面的整備型」を行うに当たって、例えば、協議会等での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられます。
- 〇 さらに、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置に当たっては、「地域生活支援事業等の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)の「地域移行のための安心生活支援」の事業も活用してください。当該事業については、障害者等が地域で安心して暮らしていけるようにするための事業であることから、拠点等の整備、運営にあたっても活用することができます。

Q8: 必要な機能の確保·発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか?

- 市町村は、Q1の目的を達成するため、以下の①から③を踏まえながら、必要な機能を発揮する ことができるよう、拠点等の運営について適切に関与し、体制の整備に努めてください。
- 具体的には「地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について」(平成28年8月26日事務 連絡)において示しておりますが、以下に掲げる点に留意し行ってください。

① 協議会等の活用

協議会等を十分に活用し、地域の関係者の中で、拠点等の整備方針を検討することが重要です。

- (ア)地域の障害者等や家族等にニーズ調査を行い、課題を把握する。
- (イ)地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング調査等の方法を検討する。
- (ウ)拠点等が機能するためには、地域の障害福祉サービス等事業所や関係機関同士の協力関係が 重要となるため、その構築方法を検討する。

【必要な視点】

○ 拠点等が担う5つの機能(「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」)をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

② 拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

- (ア)多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (イ)相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点等としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

○ 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、 中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

③ 関係者への研修・説明会の開催

整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

- (ア)障害者等やその家族を取り巻く関係者、地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の 共有を行いながら解決策の提案を受ける。
- (イ)研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

【必要な視点】

○ 障害者等の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

Q9: 拠点等の必要な機能の充実・強化のためにはどうすればいいですか?

○ 市町村はQ3の拠点等の必要な機能を確保・発揮することと併せて、拠点等において必要な機能 を充実・強化することができるよう、その関与に努め、具体的には以下の内容に留意してください。

① 拠点等における役割分担と連携の強化

自治体内及び圏域内に複数の「多機能拠点整備型」がある市町村等においては、地域の課題や目標を「多機能拠点整備型」間で共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められます。また、「面的整備型」や「多機能拠点整備型」、「面的整備型」を併せた類型等で拠点等を整備している場合は、中心的な事業所・機関等について同様に対応してください。例えば、

- <u>・ 拠点等のうち地域の中で基幹的な役割を担い、拠点等の機能に取り組むに当たっての総合調整</u>及び協議会等の後方支援などの機能を有する機関の設置
- 拠点等の運営に当たって市町村内に担当者を配置(拠点等からの相談等に適切に対応できる専門職を配置)
- ・地域の実情を踏まえた必要な機能を強化し、当該機能において拠点等内の事業所等を支援 するなど、拠点等間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくこと が可能と考えられます。

② 効果的な拠点等の運営の継続

(ア)市町村の定期的な評価

地域全体で支える体制を構築していくに当たっては、<u>障害者等にとってワンストップの相談窓口機能を果たす拠点等の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要</u>です。そのためには、まずは拠点等の支援者自らがその取組を振り返るとともに、<u>整備主体たる市町村が拠点等の運営や活動に対</u>する評価を定期的に行うことが重要です。

具体的には、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用し、利用者、家族等の関係者からの意見等も踏まえ、市町村が定めた運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、評価を適切に行い、公正、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できます。

(イ)拠点等の取組情報の公表(普及・啓発)

拠点等は、地域で生活する障害者等やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する障害者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めてください。その際、特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝わるように工夫してください。

具体的には、<u>名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、支援員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項(拠点等の特色等)の公表</u>を行うこととしますが、この取組を通じて、拠点等が自らの取組と他の地域の拠点等の取組とを比較することも可能となり、自らの拠点等の運営の改善にもつながることが期待できます。

Q10:都道府県の役割は何ですか?

- 都道府県は、管内の市町村を包括する広域的な見地から、市町村から拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図ってください。また、市町村等における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備が見込まれない市町村に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要があります。必要な支援については、例えば、<u>都道府県において拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図るなどの対応が考えられます。</u>
- 〇 なお、平成29年度から市町村協議会の活動状況について、都道府県が適切に把握する体制を構築するため、「地域生活支援事業等の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)において、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設しておりますが、当該事業については、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の収集や市町村間での情報交換等を行うことを推進することを目的としているため、必要に応じて適宜活用してください。

Q11:拠点等は現在どのぐらい整備されていますか? 整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか? また、好事例(優良事例)があれば教えてください。

- 拠点等の全国の整備状況について、平成29年4月1日時点で、46の自治体(障害保健福祉圏域含む)において整備されています。(全国の自治体数:1,741、圏域数:141)
- 具体的な整備の状況については、<u>厚生労働省ホームページをご参照</u>ください。
- → http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html
- なお、拠点等の整備の状況を踏まえた<u>好事例(優良事例)集については、今年度末までに作成し、</u> <u>周知</u>することを予定しております。

Q12: 拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか?

- 〇 平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされており、これらについては、障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、拠点等の必要な機能の充実・強化を図ることとしています。今後、拠点等については、これらの見直しの状況も注視していただき、効果的な取組みをお願いします。
- ※ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の<u>拠点等の内容は、P11~P13をご参照</u>ください。
- ※ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論については、厚生労働省ホームページの第12 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料3「地域生活支援拠点等について」をご参照ください。
- → http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000181053.html

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化·高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受** け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり) を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域 全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心 感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支 援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

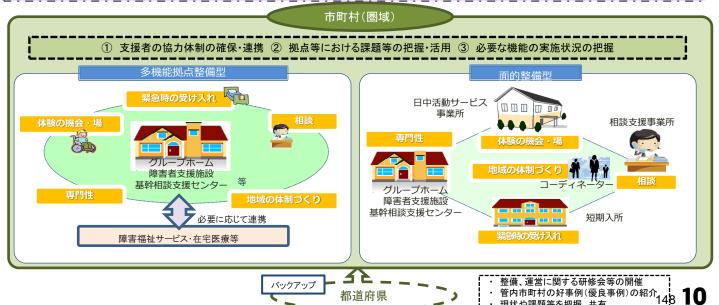
●必要な機能(具体的な内容)

- 1) 相談
 - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネー ターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特 性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- ② 緊急時の受け入れ・対応
 - 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の 受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- ③ 体験の機会・場
 - 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体 験の機会・場を提供する機能
- ④ 専門的人材の確保・養成
 - 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行う ことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- ⑤ 地域の体制づくり
 - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配 置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う 機能
 - ※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、 医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
 - ※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。
 - (例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



都道府県

現状や課題等を把握、共有

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

〇 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

(1)相談機能の強化

○ 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所 含む。)にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する 短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

≪地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】≫ 700単位/回

※ 短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に加算。

(2)緊急時の受入れ・対応の機能の強化

○ 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

≪緊急短期入所受入加算の見直し≫

[現 行]

イ 緊急短期入所受入加算(I) <u>120単位/日</u>

□ 緊急短期入所受入加算(II) 180単位/日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

「見直し後]

イ 緊急短期入所受入加算(I) 180単位/日

□ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 270単位/日

- ※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日)を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。
- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

≪定員超過特例加算【新設】≫ 50単位/日

※ (2)の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることは しない。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

- 3. 地域生活支援拠点等
- (3)体験の機会・場の機能の強化
- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。
- さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移 行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを 行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逓減制にする。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

```
≪体験利用支援加算の見直し≫ ※ 日中活動系サービス
 「現 行]
           [見直し後]
  300単位/日
              500単位/日(初日から5日目まで)
              +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
              250単位/日(6日目から15日目まで)
              +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
≪体験利用加算の見直し≫ ※ 地域移行支援
           「見直し後】
 「現 行]
  300単位/日
              500単位/日(初日から5日目まで)
              +50単位/日※地域生活支援拠点等の場合
              250単位/日(6日目から15日目まで)
              +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
《体験宿泊支援加算【新設】》 ※ 施設入所支援 120単位/日
≪体験宿泊加算の見直し≫ ※ 地域移行支援
[現 行]
  イ 体験宿泊加算(I)
               300単位/日
  口 体験宿泊加算(Ⅱ)
               700単位/日
「見直し後]
  イ 体験宿泊加算(I)
               350単位/日
  口 体験宿泊加算(Ⅱ)
               750単位/日
```

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

3. 地域生活支援拠点等

- (4)専門的人材の確保・養成の機能の強化
- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を除く。)に創設する。

≪重度障害者支援加算【新設】≫

- イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合 (体制加算) 7単位/日
 - ※ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしており、 かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する 者が利用していない場合は加算しない。
- ロ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計 画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合
- (個人加算) 180単位/日
 - ※ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加 算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとす る。
- ※ (4)の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。
- (5)地域の体制づくりの機能の強化
- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所を含む。)を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

≪地域体制強化共同支援加算【新設】≫ 2,000単位/月(月1回を限度)

送信先:香川県相談支援専門員協会 k_soudanshien@yahoo.co.jp

オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT) 申込書

当事業所は、香川県相談支援専門員協会による OJT を利用したいので、次のとおり申し込みます。

事業所名	
事業所の連	住所:
絡先	
	電話:
	窓口担当者:
実習を受け	
たい職員名	
	希望する実習の内容
	- 10 エ / O / E 0 / F 1 E / O / E 0 / E 0 / F 1 E / O / E 0 / E 0 / F 1 E / O / E 0 / E 0 / F 1 E / O / E 0
方法	・指導者の業務に同行する
	・指導者が事業所に赴く
	・どちらでもよい
	· その他 ()
障害種別	・身体・知的・精神・発達・高次脳機能・重複(+)
	その他
希望するケ	・施設入所・在宅生活・地域移行・ゴミ屋敷・児童虐待・障害者虐待
ースの内容	・触法行為・特になし ※特になくても結構です。
	・その他 具体的にご記入ください。
日数	・半日程度・1 日・数日間・その他(
	その他ご希望 具体的にお願いいたします。

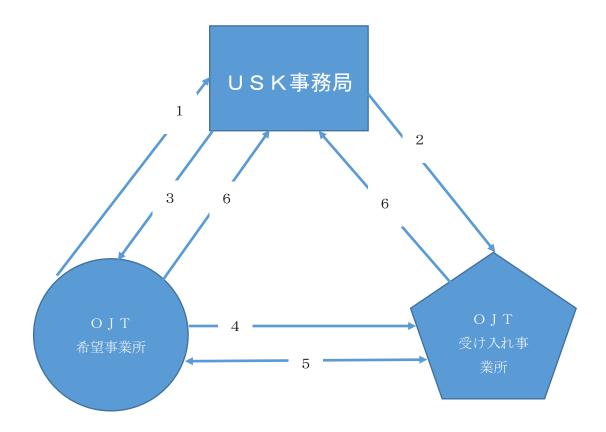
※ 初任者研修だけでは心細いという方や初任者研修のフォローアップに 事業所を立ち上げて1年~数年経過したが支援の内容の振り返りに 今すぐには事業所立ち上げは難しいが、1年後には立ち上げようと企画している方に 一人事業所なので支援が良い方向なのかそうでないのか迷いのある方に 以上のような方にもご利用いただけます。

ご不明な点は事務局にメールにてご相談ください。

香川県相談支援専門員協会事務局 k soudanshien@yahoo.co.jp

OJT を受けるまでの手順

- 1. 0JT を希望する事業所が、「0JT 申込書」を香川県相談支援専門員協会(USK)事務局に送信(メールのみ)する。
- 2. USK 役員が、できるだけ希望に沿った 0JT が受けられる実習先を選び、決定し、実習受け入れについて了承を得る。
- 3. USK 役員(または事務局)から、OJT 希望事業所に、実習先を連絡する。
- 4. OJT 希望事業所から実習先に連絡し、実習日程について打ち合わせをする。
- 5. 実習を実施する。
- 6. OJT を受けた事業所は、実習を受けての報告書をUSK事務局に提出する。 また、実習を受け入れた事業所(担当者)は、実習の報告書をUSK事務局に提出する。



集団指導の内容に関する質問票

事業所名					
担当者名					
電話番号					
					·
	質	問	内	容	